

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年四月八日奈良県指令高土第三一―三一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月十八日高土第九六三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年六月十八日高土第四〇〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市中今里町二五九番一、二五九番三、二五九番五、二五九番六及び二五九

番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市川西町九三八番地の一二六

志野浩章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市中今里町二五九番一